

伊佐市空き家・空き店舗バンク実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、市内における空き家・空き店舗の有効活用により定住の促進及び地域の活性化を図るために実施する空き家・空き店舗バンクについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家・空き店舗 市内に存在する現に使用されていない（近く使用しなくなるものを含む。）居住用又は事業用の建物及びその敷地をいう。
- (2) 所有者等 空き家・空き店舗に係る所有権その他の権利により、当該空き家・空き店舗の売却若しくは賃貸等を行うことができる者をいう。
- (3) 空き家・空き店舗バンク 空き家・空き店舗の売却又は賃貸等を希望する所有者等から申込みを受けた情報を登録し、空き家・空き店舗の利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）に対し、情報提供を行う制度をいう。

(空き家・空き店舗の登録申込み等)

第3条 空き家・空き店舗バンクによる空き家・空き店舗に関する登録を受けようとする所有者等（以下「申込者」という。）は、空き家・空き店舗バンク登録（新規・変更・更新）申込書（様式第1号。以下「登録申込書」という。）及び空き家・空き店舗バンク登録カード（様式第2号。以下「登録カード」という。）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認められる者は、同項の申込みをすることができない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる者
- (2) 暴力団員が経営者等（個人である場合はその者、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務の委託契約を締結する事務所の代表者をいう。）又は経営に実質的に関与していると認められる事業者
- (3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- (4) その他市長が適当でないと認める者

- 3 市長は、第1項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容等を審査の上、当該空き家・空き店舗を空き家・空き店舗バンク登録台帳（以下「登録台帳」という。）に登録する又は登録しないこと等を決定するものとする。
- 4 市長は、前項の規定による審査の結果を、伊佐市空き家・空き店舗バンク登録（新規・変更・更新・却下）決定通知書（様式第3号）により当該申込者に通知し、当該審査結果を登録台帳に反映させるものとする。
- 5 市長は、必要に応じて、市職員及び市と空き家・空き店舗バンクを利用した空き家・空き店舗の媒介に関する協定を締結した公益社団法人鹿児島県宅地建物取引業協会の会員又は公益社団法人全日本不動産協会鹿児島県本部の会員（以下「媒介業者」という。）に申込みに係る空き家・空き店舗について立入調査をさせることができるとともに、申込者は、当該調査に協力するものとする。
- 6 市長は、第1項の規定による登録をしていない空き家・空き店舗で、空き家・空き店舗バンク制度によることが適当と認めるものは、当該所有者等に対して同制度による登録を勧めることができる。

（空き家・空き店舗に係る登録事項の変更の届出）

第4条 申込者は、当該登録事項に変更があったときは、登録申込書に登録事項の変更内容を記載した登録カードを添えて、市長に届け出なければならない。

（登録期間及び更新）

第5条 空き家・空き店舗バンクの登録期間は登録決定の日から起算して3年とし、申込者が更新を希望するときは、登録期間が満了する1月前までに市長に申し出なければならない。

2 前項の手続きは、第3条の規定を準用する。

（空き家・空き店舗バンクの登録の抹消）

第6条 市長は、申込者から空き家・空き店舗バンク登録抹消届出書（様式第4号）の提出があったとき又は次の各号のいずれかに該当したときは、当該空き家・空き店舗を登録台帳から抹消するものとする。

- (1) 当該空き家・空き店舗に係る所有権その他の権利に異動があったとき。
- (2) 前条の規定に基づく当該空き家・空き店舗の更新の申し出がなく、登録期間が満了したとき。
- (3) 申込者が第3条第2項各号に掲げる者であると認められるとき。
- (4) 登録事項に虚偽の内容が認められたとき。
- (5) その他市長が適当でないとき。

(空き家・空き店舗情報の公表)

第7条 市長は、あらかじめ申込者の同意を得られた情報に限り、市のホームページへの掲載、閲覧その他の方法により空き家・空き店舗に関する情報を公表するものとする。

(申込者と利用希望者の交渉等)

第8条 市長は、申込者と利用希望者が行う空き家・空き店舗の売買、賃貸借等に関する交渉並びに契約については一切、直接これに関与しないものとする。

2 契約等に関する一切のトラブル等については、当事者間で解決するものとする。

(個人情報の保護)

第9条 登録台帳に保有する個人情報の取扱いについては、伊佐市個人情報保護条例(平成20年伊佐市条例第10号)の例による。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、平成29年10月1日から施行する。